

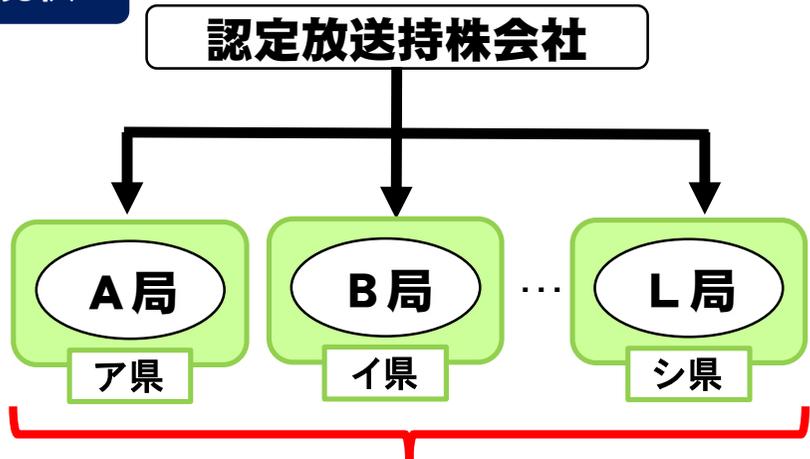
【改正事項①】 認定放送持株会社に関する特例の見直し

検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

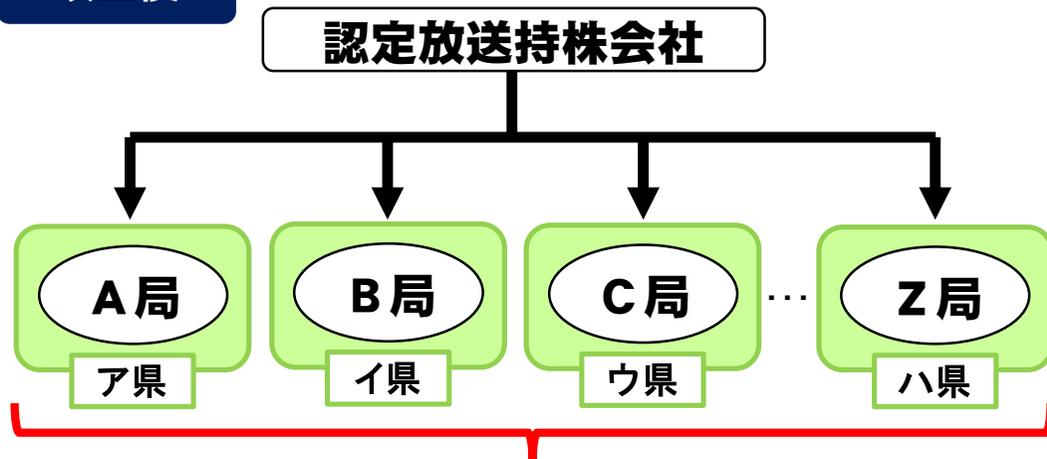
改正案概要

現状



12都道府県分まで

改正後



都道府県の数制限無し

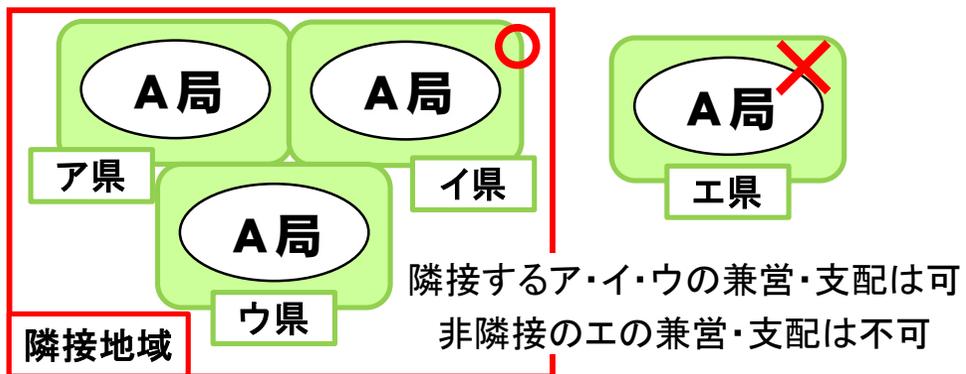
【改正事項②】 隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする制度

検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。

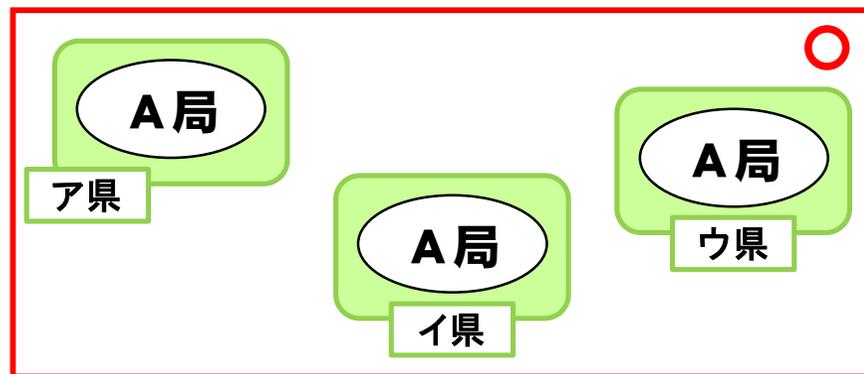
改正案概要

現状



放送対象地域が隣接している場合のみ
最大9局まで

改正後



放送対象地域が隣接しない場合でも
最大9局まで